

平成 20 年 2 月 29 日

各 位

会社名 イーシステム株式会社
(コード番号: 4322)
代表者名 代表取締役社長 渡辺 博文
問合せ先 経理部 松本 千洋
(TEL. 03-3516-9259)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成20年3月26日開催予定の第14回定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) キヤノン電子株式会社との協業を目的とし本店移転するため、第3条を変更し、附則を新設するものです。
- (2) 「会社法」の施行及び株券電子化（ペーパーレス化）に対応する新たな振替制度の開始に備え、第9条および第10条を変更し、附則を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。 第 4 条 ～ (記載省略) 第 8 条 (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、 <u>端株原簿</u> 、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、 <u>端株原簿</u> 、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。	第 1 章 総 則 (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。 第 4 条 ～ (現行どおり) 第 8 条 (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式、<u>端株</u>および新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条 ～ (記載省略)</p> <p>第35条 (新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い <u>ならびに</u>手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条 ～ (現行どおり)</p> <p>第35条</p> <p><u>附則</u> (本店の所在地変更の効力発生日)</p> <p><u>第1条 第3条(本店の所在地)の変更は、平成20年4月1日より効力を発生する。</u> <u>2. 本附則第1条は、前項の効力発生日経過後削除する。</u></p> <p><u>(端株に関する扱い)</u></p> <p><u>第2条 当会社は、1株未満の端数については、これを端株として端株原簿に記載または記録しない。</u> <u>2. 本附則第2条は「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日をもって削除する。</u></p>

3. 日程

- (1)定款変更のための株主総会開催予定日 平成20年3月26日(水)予定
(2)定款変更の効力発生日 平成20年3月26日(水)予定

以上